

水戸市使用済自動車の適正処理に関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、解体業等の許可に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、使用済自動車の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解体業等 法第2条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業をいう。
- (2) 施設 解体業等の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）をいう。
- (3) 施設の設置等 施設の設置又は変更をいう。
- (4) 事業計画者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 新たに法第60条第1項又は第67条第1項の規定による解体業等の許可の申請をしようとする者

イ 法第70条第1項の規定による破砕業に係る事業の範囲の変更の許可の申請をしようとする者

(市の責務)

第3条 市は、解体業等に係る事務が適正かつ円滑に行われるように、事業計画者に対し、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うものとする。

(相互理解)

第4条 事業計画者は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないように適切な措置を講ずるとともに、事業計画について周辺住民の理解を得るよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業計画者は、解体業等の許可の申請をする前に、市長に協議するものとする。

- 2 前項の協議をしようとする者は、使用済自動車の解体業等の施設に係る事業計画書（様式第1号）に別に定める書類を添付して提出するものとする。

(調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による協議があつたときは、施設の設置場所に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他必要な調査を行う。

- 2 市長は、前項の調査が終了したときは、事業計画者にその意見を提示するものとする。
- 3 事業計画者は、前項の規定により提示された意見に関する対応の結果を対応結果書（様式第2号）により市長に報告するものとする。

(事業計画に関する結果通知書)

第7条 市長は、対応結果書の内容について十分に勘案し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について検討し、事業計画に関する協議の結果を結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事前協議の変更)

第8条 事業計画者は、前条の規定による結果通知書を受け取るまでの間、事前協議の一

部を変更しようとする場合は事業計画変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により事前協議の一部を変更しようとする場合においては、第5条から前条までの規定を準用する。ただし、当該変更前の手続の状況に応じ市長が適当と認める場合は、第5条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

（事前協議の取下げ）

第9条 事業計画者は、事前協議を取り下げる場合には、速やかに、事前協議取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事前協議の失効）

第10条 市長は、前条の規定により結果が通知された日から3年以内に、法に基づく解体業等に関する申請又は届出がなされない場合は、当該事前協議は失効したものとみなすことができる。

（工事着工届）

第11条 市長から解体業等の許可を受けた事業計画者（以下「許可事業者」という。）は、施設に係る工事を着工する場合は、あらかじめ、工事着工届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（工事完了届）

第12条 許可事業者は、前条の規定により届け出た工事が完了した場合は、速やかに工事完了届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（工事完了確認）

第13条 市長は、前条の規定による工事完了届を受け付けた場合は、現地調査により事業計画書のとおり施工されていることを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認により施設の設置等が事業計画書のとおりに行われたことを確認した場合は、施設の設置等に係る工事確認通知書（様式第8号）を通知するものとする。

（使用開始）

第14条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けた後に、当該施設の使用を開始するものとする。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。